

平成 年 第 号

離婚に関する契約公正証書

本職は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条 夫山本□□（以下甲という）及び妻山本○○（以下乙という）は、協議により離婚することを合意し、その届出にあたり、以下のとおり契約を締結した。

第2条 甲乙間に生まれた長男山本A（平成 年 月 日生）（以下長男という）及び長女山本B（平成 年 月 日生）（以下長女という）の親権者及び監護者を乙と定め、乙において監護教育する。

第3条 甲は乙に対し、長男及び長女の養育費として、平成 年 月 日から長男及び長女のそれぞれが満 18 歳に達した翌年の 3 月まで、各人に対し月額金 万円（長男及び長女二人の合計額金 万円）の支払義務があることを認め、これを毎月末日限り、乙の指定する次の金融機関の預金口座に振込手数料を負担して振込み、確実に支払う。

（振込口座）

C 銀行 D 支店

普通口座番号

口座名義人 山本○○

2 前項の養育費は、甲・乙が再婚した場合でも、長男及び長女が満 18 歳に達した翌年 3 月まで、甲は乙に支払うものとする。

第4条 甲乙が婚姻期間中に形成した預貯金は、口座名義に関係なく全て、乙の所有とする。

2 乙が所有した車両は乙の所有とする。

第5条 乙は甲に対し、長男及び長女との面接交渉を認める。但し、面接交渉の具体的日時・場所・方法等は、甲及び乙が子の意思を尊重し、福祉に充分配慮しながら協議して定めるものとする。

第6条 甲は、養育費支払期間中、住所、電話番号及び勤務先を変更したときは、その変更事項を直ちに乙に連絡する。

2 乙は、甲の養育費期間中、住所及び電話番号を変更したときは、その変更事項を直ちに甲に連絡する。

第7条 甲及び乙は、本契約に定めた以外には、相互に何らの請求をしないことを確認する。

第8条 甲は、本契約第3条による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

本旨以外要件

住所

会社員

夫(甲) 山本 □ □
昭和 年 月 日生

住所

パート従業員

妻(乙) 山本 ○ ○
昭和 年 月 日生

上記の者は、いずれも印鑑証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。